

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改正後 |
|---|--|
| <p>Ⅱ. 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ－3－3－2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</p> <p>①・② (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>Ⅱ. 保険監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－3 保険募集態勢</p> <p>Ⅱ－3－3－2 生命保険契約の締結及び保険募集</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 準用金融商品取引法第 37 条の 3 関係</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>法第 118 条第 1 項に規定する運用実績連動型保険契約に係る契約締結前交付書面の記載事項については、以下の点に留意することとする。</u></p> <p><u>ア. 規則第 234 条の 24 第 1 項第 9 号の 2 口に規定する「財務又は業務(運用実績連動型保険契約に係るものに限る。)」に関する外部監査」には、以下のもの(これらに相当するものを含む。)が該当する。</u></p> <p><u>(ア) 金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明に係るもの(Ⅱ－3－5－1－2(9)①において「財務諸表監査」という。)及び同条第 2 項の規定に基づく監査証明に係るもの(Ⅱ－3－5－1－2(9)①において「内部統制監査」という。)</u></p> <p><u>(イ) 会社法に基づく会計監査人による監査</u></p> <p><u>(ウ) 監査・保証実務委員会実務指針第 86 号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」(日本公認会計士協会)、Statement on Standards for Attestation Engagements (SSAE) No.16 「Reporting on Controls at a Service Organization」(米国公認会計士協会)、International Standard on Assurance Engagements (ISAE) No.3402 「Assurance Reports on Controls at a Service Organization」(国際監査・保証基準審議会)等の基準に基づく受託企業の内部統制に関する保証業務(Ⅱ－3－5－1－2(9)①において「内部統制保証業務」という。)</u></p> <p><u>(エ) 資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に準拠しているかに関する検証</u></p> <p><u>イ. 規則第 234 条の 24 第 1 項第 15 号に規定に基づき、契約締結前交付書面に規則第 53 条の 2 第 2 項各号に掲げる事項を記載する場合、同項第 3 号の「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」につい</u></p> |

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改正後 |
|---|--|
| <p>③・④（略） (4)～(11)（略）</p> <p>Ⅱ－3－5 顧客保護等 Ⅱ－3－5－1 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－3－5－1－2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(8)（略） (9) <u>規則第53条第1項第7号に掲げる書面及び団体年金など特別勘定の保険契約者に交付する資産の運用状況を記載した書面に、以下の事項が記載されているか。</u> ① <u>当期の運用実績の推移</u> (注) <u>当期の諸費用に関する事項を反映した運用実績を記載した書面を交付する等の、当該顧客ごとの費用控除後の運用実績を顧客に対し明示する措置を講ずること。</u> ② <u>当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析</u> ③ <u>今後の運用方針</u></p> | <p><u>ては、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第13条の8第1項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。</u> <u>また、規則第53条の2第2項第3号の当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</u></p> <p>④・⑤（略） (4)～(11)（略）</p> <p>Ⅱ－3－5 顧客保護等 Ⅱ－3－5－1 顧客に対する説明責任、適合性原則 Ⅱ－3－5－1－2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (1)～(8)（略） (9) <u>規則第53条第1項第7号に規定する運用報告書の作成に当たっては、以下の点に留意することとする。</u> ① <u>規則第53条第1項第7号イに掲げる保険契約に係る運用報告書</u> ア. <u>規則第53条の2第1項第6号に規定する「財務又は業務(運用実績連動型保険契約に係るものに限る。)に関する外部監査」には、以下のもの(これらに相当するものを含む。)が該当する。</u> (ア) <u>財務諸表監査及び内部統制監査</u> (イ) <u>会社法に基づく会計監査人による会計監査</u> (ウ) <u>内部統制保証業務</u> (エ) <u>資産運用業務を行う会社のパフォーマンス開示がグローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に準拠しているかに関する検証</u> イ. <u>規則53条の2第2項第3号に規定する「当該保険会社とファンド関係者との間の資本関係」については、ファンド関係者が保険会社の総株主等の議決権の過半数を保有している者その他の当該保険会社と密接な関係を有する者として令第13条の8第1項各号に掲げる者及び子会社等に該当する場合に、その旨を記載する。</u></p> |

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改正後 |
|-------------------------------|--|
| <p>(10)・(11) (略) (新設)</p> | <p>ウ. <u>規則第 53 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する当該保険会社とファンド関係者との間の「人的関係」については、合理的と認められる一定の時点における役職員の兼職状況を記載する。</u></p> <p>② <u>規則第 53 条第 1 項第 7 号口に掲げる保険契約に係る運用報告書運用報告書に、以下の事項が記載されているか。</u></p> <p>ア. <u>当期の運用実績の推移</u> (注) <u>当期の諸費用に関する事項を反映した運用実績を記載した書面を交付する等の、当該顧客ごとの費用控除後の運用実績を顧客に対し明示する措置を講ずること。</u></p> <p>イ. <u>当期の運用方針及び当該運用方針に従った投資行動が行われたかについての分析</u></p> <p>ウ. <u>今後の運用方針</u></p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>(12) <u>厚生年金基金を保険契約者とする保険契約の引受けに関し、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</u></p> <p>① <u>保険会社が規則第 53 条第 1 項第 11 号イに規定する通知を行ったにもかかわらず、なお厚生年金基金令(昭和 41 年政令第 324 号)第 39 条の 15 第 1 項の規定に違反するおそれが解消しない場合において、例えば、運用指針の変更の検討を求める等、保険契約者と協議を行っているか。更に、当該協議を経てもなお同項の規定に違反するおそれが解消しない場合においては、当該保険契約者に対し、最終的に保険契約の解約を慫慂することを含めて検討する等、当該保険契約者が同項の規定を遵守することを確保するための必要な方策を講じているか。</u></p> <p>② <u>保険契約者の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的等について把握し、当該保険契約者から運用指針が示された際、これらの事情に照らして必要と認められる場合には、当該保険契約者に対し、当該運用指針に基づき運用を行った場合に発生する可能性のあるリスクの説明を行うための適切な態勢が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>規則第 53 条の 2 第 2 項第 2 号に規定するファンド資産及びその運用に係る重要な業務を行う者に係るデューデリジエンス及び継続的なモ</u></p> |

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第 2 号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、</p> <p>① 保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約(以下、(14)において「他の保険契約」という。)を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(15)～(22) (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (略)</p> <p>(1) 保険会社・保険募集人は、特定保険契約の販売・勧誘にあたり、例えば以下の情報を顧客から収集しているか。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(注) 顧客のニーズに関する情報については、Ⅱ-3-5-1-2(17)②「意向確認書面の記載事項」も参照し、適切に収集すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>V. 保険仲立人関係</p> <p>V-5 業務関係</p> <p>V-5-6 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(Ⅱ-3-3-2)に、損害保険契約の場合にあって</p> | <p><u>ニタリングを行うに当たり、その具体的な基準及び手法を定めた社内規則等を整備するとともに、コンプライアンス部門やリスク管理部門が当該デューデリジエンス及びモニタリングの実施状況につき検証を行う等、必要に応じた適切な態勢が整備されているか。</u></p> <p>(13)・(14) (略)</p> <p>(15) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第 2 号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、</p> <p>① 保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約(以下、(15)において「他の保険契約」という。)を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除・抑制のための十分な体制が整備されているか。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(16)～(23) (略)</p> <p>Ⅱ-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (略)</p> <p>(1) 保険会社・保険募集人は、特定保険契約の販売・勧誘にあたり、例えば以下の情報を顧客から収集しているか。</p> <p>①～⑥ (略)</p> <p>(注) 顧客のニーズに関する情報については、Ⅱ-3-5-1-2(18)②「意向確認書面の記載事項」も参照し、適切に収集すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>V. 保険仲立人関係</p> <p>V-5 業務関係</p> <p>V-5-6 保険契約の締結及び保険募集</p> <p>保険契約の締結及び保険募集については、生命保険契約の場合にあっては生命保険募集人における取扱い(Ⅱ-3-3-2)に、損害保険契約の場合にあって</p> |

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

| 現 行 | 改正後 |
|---|---|
| <p>は損害保険代理店における取扱い（Ⅱ－3－3－6(2)～(9)、(11)、(12)及びⅡ－3－3－7(1)）に、少額短期保険契約の場合にあつては少額短期保険募集人における取扱い（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ－3－3－2）に、それぞれ準ずるものとする。</p> <p>なお、「契約概要」・「注意喚起情報」については、<u>Ⅱ－3－5－1－2(16)</u>及び少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ－3－5－1－2(14)も参照のうえ、適切な情報の提供、説明を行うよう留意すること。</p> | <p>は損害保険代理店における取扱い（Ⅱ－3－3－6(2)～(9)、(11)、(12)及びⅡ－3－3－7(1)）に、少額短期保険契約の場合にあつては少額短期保険募集人における取扱い（少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ－3－3－2）に、それぞれ準ずるものとする。</p> <p>なお、「契約概要」・「注意喚起情報」については、<u>Ⅱ－3－5－1－2(17)</u>及び少額短期保険業者向けの監督指針Ⅱ－3－5－1－2(14)も参照のうえ、適切な情報の提供、説明を行うよう留意すること。</p> |